

## 第6回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和元年10月3日(木) 午後1時30分～午後3時03分
- 2、開催場所 新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 1番 三原一義委員 2番 中牟田安彦委員
- ②第2 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
 議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 25号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第 26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
参加者なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第6回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。1番三原委員と2番中牟田委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日の議題は議案3件と報告1件であります。早速、審議に入ります。報告第8号農地法第18条6項の規定による解約報告についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第8号について説明いたします。記載のとおり12件となっています。合計35筆で面積が45,092.95平米となっています。内訳は田が34筆で、44,066.95平米です。畑は1筆で、1,026平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが3件。農地法第5条申請のためが1件。借人からの申出のためが4件。農地中間管理事業への移行のためが2件。貸し手の意向によるが2件となっております。</p> <p>また、番号3,4,5についてはまだ借り人が見つかっておりません。今、担当推進委員の方や前農業委員の〇〇さんに相談をして、次の作り手の方を探してもらっています。以上で報告第8号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明について何か質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>4番の貸し手の〇〇〇〇さんの年齢が書かれていませんが、何歳の方ですか。</p>
事務局	<p>年齢を記載していないのは、〇〇さんが亡くなられているからです。</p>
1番委員	<p>3番と4番の貸し手の方は住所が同じですが、どういう関係ですか。</p>
事務局	<p>3番の〇〇さんと4番の〇〇さんは親子になります。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。無いようなのでこれで報告8号を終わります。</p>
議長	<p>次に議案第24号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の5頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっています。この農地は荒廢地となっています。登記面積は1,026平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん44歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん94歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが太陽光発電装置216枚、356.40平米と通路その他669.60平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は道路、西は宅地、南と北は畑となっています。北側の畑は今年8月の総会において太陽光発電への転用申請がされています。備考欄に</p>



	米、456 平米、535 平米です。譲受人は〇〇区で〇〇業をされている(株)〇〇〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇区の3人の方です。〇〇〇〇さん 65 歳、会社員の方、〇〇〇〇さん 86 歳、無職の方、〇〇〇〇さん 60 歳、会社員の方です。転用の目的は露天資材置場で、施設の概要は資材置場・残土等仮置場 480 平米と作業場・通路・その他が 1,519 平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東と南は道路、西と北は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件は無しとなっています。番号3の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
4番委員	申請地の場所は〇〇〇〇場の外周道路の隣になります。申請地の東側に下ったところに1箇所残土置場として使われているところがあります。その手前の一番低いところにブロック積みして、盛土を約6メートル(後で4メートルに訂正あり。)するようです。排水については昔みかん園で使われていた水路があるので申請地の真中の方に高低差をつけて流すそうです。一番低いとこの6メートル盛土(後で4メートルに訂正あり。)ですが、3メートルずつの2段です。1段目をブロック、2段目を土とするようです。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありますか。
2番委員	申請地は残土が置かれると聞きましたが、将来的にその周辺は環境がいいため住宅街になるのかなと予想しています。なので、残土から出る悪臭は大丈夫なのかという心配があります。あと、排水もきちんと整備しないと下の住民の方に迷惑がかかると思います。
事務局	残土処分置場とおっしゃいましたが、ここは主に建築資材置場となります。残土は一旦仮置きしてしてから別の建設会社の方が搬出したり、埋戻し場に持って行くような計画となっています。現在〇〇〇〇の方が、〇〇と〇〇の方に1反ずつ借りて使っている資材置場を今回の申請地に1つにまとめて使いたいとのこと。あくまで、資材置場がメインです。
10番委員	申請地への進入路はどうなっていますか。
事務局	地図に書いてある2572-1から進入するようになっています。
5番委員	申請地の近くには〇〇〇〇場や〇〇場があるので利用者の迷惑にならないように対策をしてほしいです。子供も多く利用するので事故とかがないように注意してほしいです。
10番委員	申請地の周りには塀などはされるのですか。
事務局	車も多く通るところでもあるので、無断で止められる方がいないようにチェーンをするなど対策をするように〇〇〇〇の方をお願いしておきます。
議長	他に質問はありますか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 次に議案第25号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の6頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図は4頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑で、現況地目は純山林となっています。登記面積は1,601平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林となっていますが、既にスギ3本とヒノキ300本が植えられています。周囲の状況ですが、東は山林と道路、西・南・北は山林となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出して頂いています。申請人の方は〇〇〇〇〇〇〇委員の方であり、今回の申請にあたっては夏の〇〇〇〇の際にご自分の所有地が登記上、農地になっていることに気づかれ、事務局に相談され転用申請に至っています。番号1の説明は以上です。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
	(始末書読み上げ)

議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 次に議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	次に議案第26号について説明いたします。総会議案・説明資料は7頁から14頁までとなります。この案件につきましては1議案の44件でありまして、21番から43番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。44番はあつせんの案件となります。利用権設定されている案件が20件です。そのうち再設定(更新)が15件で、新規が5件です。利用権を設定されている20件のうち、使用貸借権が1件で、賃貸借権が19件です。賃貸借権19件のうち、現金扱いが7件で、物納扱いが12件です。契約期間については、10年が1件、5年が14件、3年が5件となっています。今回、使用貸借権が設定されている案件は9番の1件です。9番は使用貸借の更新になっております。農地中間管理機構との貸借となる案件は23件で、全て賃貸借権が設定されています。賃貸借の内容ですが、現金扱いの場合は22番が反当り〇〇円でその他は反当り〇〇円。物納の場合は反当り〇〇kgとなっています。なお、契約期間は10年と6年が各1件で、5年が21件となっています。議案第26号の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
11番委員	3、4、5番については、地元の方ですが、以前に利用権を設定する方の農地を耕作されていた方が耕作をしたいという申入れをされていまして、その方ともう一回良く話し合いをしたいと思えます。
4番委員	3、4、5番については今回遠方から来て耕作されるという申請に対して、周囲は地元の担い手というか認定農業者が一手で耕作しているので、任せて欲しいとのことでした。 ただ、地主からこの地区の生産組合長の方に作り手を探して欲しいと依頼があった際に、生産組合長の方はこの地区の担い手というか認定農業者をお願いに2度行かれています。その方は作りたくないと言返されていますので、今回の申請書にある遠方の方をお願いをされたということです。それを総会の直前になって、考え直されたのか最適化推進委員を通して改めての申入れをされたようです。
議長	地元のことでありますので、もう一度貸し手・借り手・農業委員・最適化推進委員・生産組合長を交えて、上手く回るように話し合いをしていただきたいと思います。
議長	他に質問はありませんか。
2番委員	農地中間管理機構を通した貸借は、公社が立替払いをするのですか。
5番委員	現金払いは公社が貸し手の方に立替払いをして、その後公社が借り手の口座から引き落とす流れになっています。物納については、借り手から貸し手の方に直接現物を納めて、その後公社の方にお互いの印鑑を押した書類を送るようになっています。
1番委員	13番は借り手が代わっているので新規ではないですか。
事務局	耕作者が代わっても農地の契約は切れてないため更新となります。
議長	耕作者が代わっても更新とするのならば、賃借料も変更が無い場合に限るとしてください。賃借料等の内容が変われば、新規としてください。
議長	他に何かありませんか。
事務局	22番の借受け予定者が〇〇〇〇株式会社となっていますが、〇〇〇〇の関連会社で、農地所有適格法人となっています。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。3、4、5番についてはもう一度話し合いを行っていただいて今のまま落ち着けばそのまま可決で、耕作者が代わるのであれば来月総会にかけるというこ

	とよろしいでしょうか。
	(全員賛同)
議長	3、4、5番以外で賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。
	(午後3時03分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p>		
	令和元年 10月3日		
	鹿島市農業委員会	会 長	Ⓔ
		1番委員	Ⓔ
		2番委員	Ⓔ
		事務局長	Ⓔ